

進徳女子高等学校いじめ防止対策基本方針

(目的)

第1条 この要項は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、進徳女子高等学校いじめ防止対策基本方針を定めるためのものである。

(定義)

第2条 「いじめ」とは、生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

- 第3条 いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- 2 いじめ防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
 - 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(いじめの禁止)

第4条 生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

第5条 学校及び教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(基本的な方針の策定)

第6条 アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握などによっていじめを早期発見に努めるとともに、専門のカウンセリング従事者との連携の下、教職員研修を充実させる等、必要な取り組みを行う。

(いじめ防止等に関する措置等)

第7条 いじめ防止委員会を設置し、いじめの防止及びいじめの早期発見、早期対応を行う。また、その対応や措置については広島県いじめ防止基本方針に準ずる。

附則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。